

緊急維持修繕事務処理要領

1 趣旨

この要領は、本市が管理する公共施設の安全かつ適切な維持管理に資するため、災害等の緊急時における事務取扱いについて、法令、福山市契約規則（昭和41年規則第13号）及び福山市建設工事執行規則（平成10年規則第41号。以下「工事執行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害等の緊急時 暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により生ずる災害又は直ちに市民生活に影響を及ぼす恐れのある状態の発生時をいう。
- （2）公共施設 河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園、庁舎、学校等の施設をいう。
- （3）緊急維持修繕 災害等の緊急時に、市民生活及び公共施設の安全確保並びに被害の拡大防止のために必要な修繕をいう。

3 緊急維持修繕の条件

緊急維持修繕を必要とする場合は、次の各号すべてに該当しなければならない。

- （1）緊急を要すること（計画的な整備又は復旧でないこと。）。
- （2）発注規模の概算が設計金額200万円以下（異常な自然現象により生ずる災害又は直ちに市民生活に影響を及ぼす恐れのある状態であることを工事担当部長が認めた場合は、概算の設計金額が200万円を超えることも可能とする。）であること。

4 緊急維持修繕の手続

- （1）別紙緊急維持修繕の業者依頼フローによること。
- （2）概算の設計金額が200万円を超える場合は、工事担当部長の決裁を受け、建設政策課契約担当課長へ緊急要望処理表の写しを提出すること。この場合における緊急維持修繕は、仮復旧などの必要最小限の修繕とすることとし、当該緊急維持修繕後、速やかに本復旧に必要な設計を行うこと。
- （3）緊急維持修繕の設計金額が、概算による設計金額の30%を超える増額となる場合は、工事担当部長の決裁を受けること。
- （4）緊急維持修繕を指示した後は速やかに設計書を作成し、入札参加者審査会に報告すること。
- （5）契約は、業者へ緊急維持修繕依頼書で指示した時から、遅くとも1か

月以内に締結すること。

5 その他

本要領に基づき契約した緊急維持修繕については、工事執行規則第13条第1項に定める工程表の提出を免除するものとし、その旨を特記仕様書に記載する。ただし、監督員が必要と判断した場合は、工程表の提出を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2025年（令和7年）4月10日から施行する。